令和3年台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害により 被害を受けられました皆さまへ

エタニティ少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたびの令和3年台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き(契約のお申込み 及び保険料のお支払い)を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていた だきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

≪弊社担当窓口≫

お客さま相談窓口:0120-945-228 受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日

	適 用 地 域	法適用日
青森県	むつ市 (むつし) 上北郡七戸町 (かみきたぐんしちのへまち) 下北郡風間浦村 (しもきたぐんかざまうらむら)	2021年8月10日(火)

末筆にて失礼と存じますが、ご自愛くださいますよう心よりお願い申し上げます。